

令和6年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年6月5日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 今井一行	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場厚子	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 田口 仁		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午前10時34分

議長（今井 清君） おはようございます。これから本日6月5日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、荻原町民課長から発言を求められていますので、発言を許可します。荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 1点訂正をお願いいたします。

昨日の提案説明の中で、議案第43号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についての提案説明の中で、令和7年度末までに標準準拠システムに移行する計画と申し上げるべきところを「平成7年度末」までにと申し上げておりました。大変失礼をいたしました。「令和7年度末」ということで訂正をお願いいたします。

以上です。

◎日程第1 議案第36号

議長（今井 清君） 日程第1 議案第36号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。このたび議案第36号で提案されています附属機関設置条例に関するものですが、こちらの会議が2年以内で行うことになっているわけですが、その会議の進め方が1つ、それでその2年以内というこの中の結論はある程度出すわけですが、その結論を出したことによって、それをどのように公表するか、またどのように進めていくのか、その2点を伺います。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

一応人員は10名以内ということでありまして。有識者、関係団体、関係自治体、あと今の想定ですと、町の議会からも入っていただきたいと思っております。

テレワーク推進事業の進捗状況等について協議を行うとともに、目的としては、テレワークによる住民の雇用創出に係ること、テレワークを活用した企業誘致に関すること、あと、その他取組の推進に関し推進会議が必要と認めることを協議してまいります。

協議の公表については、またテレワークですので、ウェブ会議等で見たい方に見てもらったり、あとそのデータはこれまでもそうなんです、ホームページのほうに掲載いたします。

それと、2年は任期なので一応今の考え方とすると、テレワーク推進事業をやっている間は、これを継続して進捗状況等を協議してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（今井 清君） よろしいですか。10番、榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） そうしますと、先ほどのそれぞれのメンバーさんが10人以内で構成された会議ですが、2年というのはあくまでも一つの区切りではあるけれども、テレワークを進めている限りは、その会議体そのものがまだ継続をしていくという考え方となるわけでしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

今言われたとおり、この2年は委員の任期であって、立科町テレワーク推進会議規則のほうも定めておりますけども、これでは再任は妨げないということで、テレワーク推進事業の進捗状況を2年以降事業が存続する間は、この協議体で進捗状況等の協議をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第37号

議長（今井 清君） 日程第2 議案第37号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第38号

議長（今井 清君） 日程第3 議案第38号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 昨日の説明の中で、大腸菌群数を大腸菌数に改めるとなりました。その理由というのはどうということでしょうか。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

昨日の提案説明でも説明をさせていただきましたが、今までは大腸菌を検出する方法の中で、大腸菌数、数は検出ができなくて、群数という形で大腸菌が固まった個体が幾つかあったというのしか検出ができなかったんです。それが技術の発達の中で、大腸菌の数を簡易に測定できるようになったということで、国の下水道施行令のほうでも、群、塊からそれぞれの大腸菌の数に変更したということで、それに合わせて条

例のほうも変更したいということです。

以上になります。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第39号

議長（今井 清君） 日程第4 議案第39号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 昨日本会議でいろいろ聞いたんですけど、まず一つ、家庭的保育事業等の保育士さんの数というのは、公立の保育園の保育士さんの数と同じなのかどうか、この確認が一つ。

それから、第20条の分から31条、40条、47条と幾つかあるんですけども、これがそれぞれ立科町にどのくらいあるのか、ちょっと該当の事業所名を教えていただければなと思います。

それから、もう一つ、3点目は、職員人員配置に係る経過措置だと、一旦決めただけでもなかなかすぐは無理だろうからというので、当分の間というのがあるんですけど、この当分の間というのは、答えも難しいと思うんですけど、一体いつ頃までをめぐりに考えているのか、そうしないと一旦決めても半永久的に全然改善されないということになってしまうんじゃないかと思うんですけど、目安というのがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えします。

まず、職員配置数でございますけれども、それぞれに公立保育園と同じものもありますし違うものもございます。

この該当する事業所ですけれども、今回家庭的保育事業所等に該当する事業所、保育所は立科町町内にはございません。

それから、当分の間ということですが、経過措置のほうには当分の間ということで改正後の規定は適用しないとありますけれども、内閣府におきましては、改正基準等の公布から施行までの期間に鑑み、保育士を急に確保することが難しいという事情があることを考慮し、保育士の確保の取組を進めつつ職員配置の改善を推進するために努力するための経過措置となっております、職員配置の改善を進めるようにということで通達が来ておるところです。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） まず、同じところもあり同じところでもないところもあるとか、同じところがどこなのか、まずそれを教えてください。

一般的に3歳までが保育士さん1人当たりの子供が20人から15人になった。それから、4歳以上は25人になったというのが、公立保育園にも当てはまるのかどうか、そこをまず確認したいのでお願いします。

それから、町内にはそれぞれA Bですか、40、47の4つの保育所1つもないとおっしゃったんですけど、事業所内という点では、確かそこのツルヤの後ろ側にあるハートフルの名前ちょっとど忘れしちゃったんですけど、その中にそこで働く職員さんのお子さんを預かるキラキラハウスだったか何かあったと思うんですけど、それはこの対象にはならないということでもいいんでしょうか、そこをお願いします。

3つ目の、進めつつ確保するよう努力しながらということであれば、具体的には当面の間、当分の間というのは歯止めがないというふうになってしまうんですけど、この努力をしつつの努力というのは、具体的には例えば待遇改善を考えると何かそういうものがあって努力をするということのように聞こえるんですけど、何か具体的なそういう保育所さん確保のための努力方法というのは、内閣府というかそこで示されているんでしょうか。具体的なところを教えてください。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えいたします。

まず、職員の確保ということで、職員配置を努力するということの具体的方法、それから改善方法については、特に内閣府から通達が来ているわけではございません。ただ、国のほうでは、保育士の働き方の改革、賃金の改善していくということは、報道等において承知はしております。

それから、ハートフルの中の保育所というお話ですけども、今のところ申請等はありませんので、こちらのほうに該当しないと思われましてけれども、ただお聞きする中で、やはり保育士がいなくて、保育所キラキラハウスですか、それを開けていないというようなことも聞いております。

それから、保育所と同じ職員配置数かということですけども、保育士と同じ職員配置数のものは、保育所型の事業所内保育事業所、今回はそこだけになります。

あとは、それぞれ家庭的保育事業所3対1ですとか、小規模の保育事業所A型においては、保育所と同数の配置基準プラス1名という基準がございます。小規模保育事業所B型も同じく保育所と同数の配置基準プラス1名でございます。それから、小規模保育事業所C型に関しては3対1というふうに配置が決まっております。それから、小規模型の事業所内保育事業所こちらのほうも保育所と同数の配置基準プラス1名以上という形になっております。

それから、今回の改正につきましては、公立のたてしな保育園の配置基準と同じ形で変わっていくかとも思われましてけれども、公立のたてしな保育園ですけども、保

育士の配置基準につきましては、認可を受けています長野県の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正が、県の6月定例会に提出される予定でありますので、そちらのほうで改正になりましたら、たてしな保育園の保育士の配置基準も変わる予定でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） まず、本会議でるA型B型と言われたんですけど、委員会にこれからかかるかと思うんですが、もう少し具体的に分かるように教えてもらえたらなど、私も傍聴に行きますので、そこをちょっとお願いをしていきたいと思いますが、よく分からなかったんです。こちらの理解が追いつかなくちゃいけないんですけど、要するに基準が大勢よりも少し減って、保育士さん1人当たりを面倒見る子供の数が減って、よりきめ細かく見られるようになったということは理解しています。なので、それは好意的に受け止めていますが、ただこの家庭的保育事業の保育士さんの数が保育所基準にプラス1名となると、公立保育所よりもさらに厳しい基準になっているというふうには考えられないですか。そういうふうに私が理解してしまったんですけど、そこはどのようにお考えというか、そういうふうに捉えていいかどうか確認をさせていただきます。

それから、先ほど当分の間の話なんですけど、つまり保育士さんが充足できるような育成期間、育つ間、当分の間というふうに思えるんですけども、そのために保育士さんが職につけない不足の原因となるところを今賃金の改善をするというふうの一つの項目として示されましたが、ほかにやっぱり待遇の問題もあるかと思うんです。立科町でも半数以上が会計年度任用職員ですので、やっぱり正規ということも含めた、そういうことも含まないと。

議長（今井 清君） 村田桂子君、この条例の改正の中身についての質問に限定してもらえませんか。

9番（村田桂子君） 分かりました。つまり具体的な改善方法が示されないと、この保育士不足は一向に改善されないんじゃないかというふうに思える、心配されるんですけど、そういう点でこの条例をつくって当分の間ということで認めるのはいいんですけど、じゃあいつになるのと、どういう条件を改善すれば保育士不足が解消になるんだというところが見えてこないんじゃないかと思うんですが、そこだけお願いします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えいたします。

保育所よりも厳しい職員配置数ではないかということですけども、確かにこちらのほうを読みますと、保育所と同数の配置、数字だけで申し上げますとプラス1名ということですので、若干厳しくなっているかなとは思われます。

それから、当分の間ですけども、国のほうの準則が当分の間ということですので、

町としては、それに合わせて当分の間ということで経過措置をつくらせていただきました。

家庭的保育事業等の細かい事業所内容ですけれども、立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に細かく載っておりますけれども、そちらのほうをお読みいただければいいかとは思われますけれども、ご説明いたしますと、第23条には家庭的保育事業ということで、こちらのほうは事業主体が民間事業所でございます。原則ゼロ歳から2歳、定員は1名から5名です。職員資格としては、家庭的保育者で配置基準が3対1です。

第29条のほうには小規模保育事業所A型ですけれども、こちらのほうも事業主体は民間事業所等です。原則ゼロ歳から2歳、3歳児以降は町が特に認めた場合は受入れを可能といたします。定員は6名から19名です。職員資格は保育士です。職員配置数は保育所と同数の配置基準プラス1名以上となっております。

第31条には小規模保育事業所B型になりますけれども、こちらのほうは事業主体、民間事業者、原則ゼロ歳から2歳、3歳児以降は町が特に認めた場合受入れ可です。定員が6名から19名、職員資格として保育士が半数以上いることと町が行う研修をした方がいるということです。配置基準が保育所と同等の配置基準プラス1名以上です。

33条が小規模保育事業所C型になります。事業主体は民間事業者等で原則ゼロ歳から2歳、3歳以降の子供については町が特に認めた場合受入れ可能です。定員は6名から10名です。職員資格は家庭的保育者ということで、市町村の指定した研修を行った保育士とそれから保育士と同等の経験者ということです。職員配置数は3対1となっております。

39条は居宅訪問型保育事業所ですけれども、こちらのほう事業主体が民間事業所、原則ゼロ歳から2歳児、こちらのほうは定員1名で子供の居宅で行うということになります。資格は家庭的保育者、必要な研修をした保育士になります。職員配置数は1対1となります。

44条が保育所型事業所内保育事業所、事業主体は事業主です。原則ゼロ歳から5歳事業所の従業員のお子さんを対象といたします。定員は20名以上です。職員資格としては保育士・看護師・保健師等です。職員配置数は、こちらは保育所の基準と同じとなっております。

第47条では小規模型事業所内保育事業所です。事業主体は事業主、原則ゼロ歳から5歳、対象が事業所の従業員のお子さんです。定員は19人以下です。職員の資格としては保育士が半数以上いること、それから町が行う研修を修了した者、看護師・保育士、職員配置数は、こちらのほうは保育所と同数の配置基準プラス1名以上となっております。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑がございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

本日の会議において、信濃毎日新聞社の取材を許可してありますので、ご了承願います。

◎日程第5 議案第40号

議長（今井 清君） 日程第5 議案第40号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 15ページの保育所についてお願いします。

この371万2,000円というのは、フルタイム会計年度任用職員を1名採用したということだと思われませんが、この方のご説明をお願いいたします。

もう一つは、22ページなんですけど、教育振興経費で223万2,000円が入っています。これはパートタイム会計年度任用職員なんですけど、この内容をご説明をお願いいたします。

それから、その下の23ページ、小学校管理経費のフルタイム会計年度任用職員さんも90万5,000円ということで追加になっていますが、これについても説明をお願いします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えいたします。

まず、15ページの保育所費のフルタイム会計年度任用職員の給料等でございますけれども、3月に正規職員が退職いたしております。その関係でフルタイムの職員が減っておりまして必要になりましたので、パートタイム会計年度任用職員だった方1名に、フルタイムのほうにご勤務をお願いいたしました。そういったことで今回1名増ということで、フルタイムの給料と16ページに続きます通勤手当と期末勤勉手当等も増額させていただいております。

続いて、22ページの教育振興経費におけるパートタイム会計年度任用職員ですけれども、こちらのほうは小学校の支援員1名が増になっております。当初予算で探していたんですけれども、今回やっていただけの方がおりましたので、賃金のほう1名増ということで支援員の賃金を上げさせていただいております。

23ページの小学校費のフルタイム会計年度任用職員に関係するものですが、こちらのほうは講師の方の給与の増額の調整額になっております。

以上です。

議長（今井 清君） ほかにございますか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 今の15ページの件でお尋ねをいたします。

以前、園長さんだった方が退職されて、正規職員が退職されてフルタイムになった

というわけではないということで、別の方が、パートだった方がフルタイムになったということなんでしょうか。そうすると、前の園長さんはどういう待遇になっていらっしゃるんですか、それが一つと。

それから、あとは分かりました。お答えをお願いします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えいたします。

こちらのフルタイムのほうは、パートタイムだった方にフルタイムの勤務をお願いしたという形の増になります。

園長先生の方ですけれども、そちらのほうは16ページの一般給与のほうで若干職員給料が減額になっている部分がありますけれども、そちらのほうで60歳になって減額になっている部分がマイナスになっている部分、また3月に退職した保育士1名とそれから4月に採用した職員の部分もありますので、そちらのほうを調整しまして、職員給与のほうはマイナス540万7,000円の減額とさせていただいております。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

◎日程第6 議案第41号

議長（今井 清君） 日程第6 議案第41号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 4ページのところで、マイナカードとの一体化に関わるものだったんですけど、具体的にはどのような業務になるんでしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

今回予算を計上させていただいております改修の内容ですけれども、主には資格確認書の交付に関わるものということになります。これにつきましては、6年の12月にマイナンバーカードに一体化されても当面の間、こういった資格確認書の発行をする予定ということでありますので、そのようなものが主な内容になります。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） マイナカードとの保険証の一体化は大変大きなトラブル続きで、医療機関の9割も異議を唱えているというような状況がありますけれども、そうすると資格確認書の発行を前提にして予算化をしているというのは、これどのくらい見込みでの業務内容でしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

数量的な見込みというのはしておりません。金額につきましては掲載のとおりでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） どのようにしてこの数字が出てきたのかなと、業務量との関係でどのように積算されて出てきましたかと、また、参考までに今日までの交付率ですか、どうなのか教えてください。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

まず、この見積りの根拠でございますが、これはシステムが既に導入している業者といますか、ベンダーがおりますので、改修は事実上そちらのベンダーでしかできませんので、そちらの見積もりによるものということで、内容的には一式ということでございます。

それから、交付率につきましては、現時点で86%を超えていると承知をしておりますけれども、ただし、保険証との連携というのは、こちらでは把握はしておりませんので、お答えができません。

以上です。

議長（今井 清君） 3回目です。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） ただいま1者の方のシステムを導入しているベンダーがいて、その方を見積りによって134万だということになったんですけど、そうするとこの場合は全く入札とかなく随契で行われた数字だということですか。その確認をお願いします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

契約は予算が成立して後ですので、現段階では見積書のみでございますけれども、予定といたしますれば、この見積りで、この金額そのものということになるかどうかは未定ですけれども、この見積りの内容で随意契約をするというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第42号

議長（今井 清君） 日程第7 議案第42号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算（第

1号) についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第43号

議長(今井 清君) 日程第8 議案第43号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 陳情第1号及び日程第10 陳情第2号

議長(今井 清君) 日程第9 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書及び日程第10 陳情第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める陳情書について、ご意見をお持ちの方の発言を許します。意見はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案及び陳情につきましては、お手元に配付しました議案付託表のとおり各常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔(異議なし) の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

(午前10時34分 散会)